

防 犯 灯 に つ い て

〔 設置可能 〕

- ◎ 原則として東京電力柱または、NTT 柱（以下「電柱」という。）への共架方式で設置。
（ただし、NTT 柱は、設置することが難しいため、要望が通るのが厳しい）
- ◎ 設置間隔は1本おきに、約35m以上のもの。
（ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。）

〔 設置不可能 〕

- 電柱がない
- 対岸に設置済みのもの。（または、一連で対岸に設置されている）
- 共架できないもの。（設置を取り付けられないもの）
- 引込柱のもの。（私設電柱）
- 高圧電力のもの。（100Vがとれない）

〔 注意 〕

- ※ 新設要望箇所が、「民有地に設置されている電柱に設置する場合」または、「民有地に専用柱を新設して設置する場合」は、設置決定後に自治会において、書面にて土地の所有者の承諾を得ていただくことになります。

〔 防犯灯の修繕について 〕

令和3年からリース方式による防犯灯などの一斉LED化により、市による一元管理体制とし、防犯灯はすべて市役所 道路課 維持管理係で管理をしております。

また、球切れや故障時に迅速に対応するため、コールセンターを設置しておりますので、修繕については、『管理番号（B-〇〇〇〇）』と『不具合の状況』を、管理プレートに記載の電話番号、

【 0120-078-878 】まで、ご連絡をお願いします。

～ 管理プレート ～

《球切れ・故障時》

・管理番号（B-〇〇〇〇）

・不具合の状況

以上をお知らせください。



・問合せ先：白井市役所 道路課 維持管理係

・電話番号：047-492-1111